

非財務情報の開示を巡る国際的変遷

— 半世紀を振り返る —

International Transition on Disclosure of Non-Financial Information
— Looking Back on Half a Century —

松 井 泰 則

1. はじめに

狭義に財務情報といえ、会社の財務諸表を中心とする一連の財務会計情報をさすが、それ以外の情報は（勿論、正確ではないが）非財務情報と呼ばれる¹⁾。財務情報といっても制度上、開示が要求される貨幣評価による開示財務情報と、それ以外、すなわち客観性が担保できないなどの理由から非開示扱いの貨幣評価による非開示財務情報とがある。他方、定性的内容が中心となる非貨幣額情報の多くは非財務情報（開示非財務情報および非開示非財務情報）として分類される。財務情報と非財務情報との区別に関する解釈の曖昧さを排除するために、本稿にいう非財務情報とは非開示財務情報も含めたもの、すなわち開示財務情報以外の情報すべてを非財務情報として取り扱い、これを以下の2つに識別して論じている。

ひとつは特許価値のような知的財産やブランド力、優秀な人材あるいは将来期待される新ビジネス・モデル構築など企業業績に直接はね返る項目と、今ひとつは気候変動対応など環境負荷に係る項目、従業員の労働に係る環境整備や法令順守、人権、あるいは各種リスクやガバナンスなど広く社会と係りをもちながら企業価値と高い相関性を有する項目である²⁾。ちなみに今日では両者にまたがる動きとしてESG投資がもたらす社会的価値を金額に換算して損益に反映させようとする「インパクト会計」への関心も高まりをみせているが、これに関しては紙幅の関係で割愛する。

前者は会計上、いわゆる無形資産の範疇に該当する項目で、理論的には企業価値変動、成長性に直接に影響を与える項目であるが、金額による測定に確実性・客観性を

1) 財務報告の範囲について、MC (IASB) / OFR (ASB) / MD&A (SEC) などの経緯を踏まえたうえで統合報告書論を展望した文献として以下の文献を参照されたい。古庄修『統合財務報告書制度の形成』中央経済社、2012年

2) 前者にあたるビジネス・レポーティング (BR) の構成要素である業績指標、企業戦略情報、知的財産情報などは理論的には財務項目として財務報告 (FR) の範疇に含める考え方もあるが、本稿では非開示という観点から非財務情報としてまずは分類している。ちなみに後述するEBRでは、これらを含め後者にあたる気候変動情報、社会関連情報、内部管理情報など全てを非財務情報としている。財務・非財務の定義に関する議論は割愛する。

欠くために、限定的な定性情報として開示されるか、あるいは一般に非開示財務情報として取り扱われる。これに対して後者は企業を取り巻く経営環境全般に係る情報で、例えば環境報告書、CSR報告書、統合報告書などで一部の企業ではすでに報告されている。これら2つのタイプの非財務情報はこれまでは別個に論じられてきたが、企業価値向上を指向する経営ビジョン下で様々な非財務情報項目が有機的に関連付けられながら取扱われるようになった。それら対象項目は、国や地域あるいはマーケットの関心の変化・相違によって、あるいは時代的にも多岐にわたる。非財務情報に関する変遷の議論は、何に注目するかによってそのストーリーは違ってくる。

本稿では、1970～2020年のおよそ半世紀にわたる非財務情報開示を巡る国際的動向を考察するにあたり、コーポレート・リポート（英国）、ミニマム・リスト（国連）、環境会計、GRI（国連）、EBR（米国）、ESGに着目してみた。当初は環境・社会の観点からMNEs（多国籍企業）に対して最低限の非財務情報の開示（ミニマム・リスト）が要請されたが、企業価値の追求（典型的にはバリュー・ドライバー研究）が進むにつれ、環境保護や人に対する企業の対応が当該企業価値の向上に密接に関連することが広く認知されるようになった。そしてESG経営が重視される今日、特にEでは気候変動、Sでは人的資本への関心が高まっている。

2. 英国における国際財務報告概念の拡大化<1970年代；The Corporate Report>

承知のように現在、国際会計基準といえばIFRSをさすが、そのルーツは英国にある。英国における会計基準設定主体は、ICAEW、ASSC、ASC、ASBと移行したが、本稿で取り上げたのは、ASSC時代の1975年7月に公表された『コーポレート・リポート（The Corporate Report）』である。これはASSCが財務報告の範囲と目的を検討した討議資料（ディスカッション・ペーパー）である。本リポートは、パブリック・アカウンタビリティ（公的会計説明責任）のもと、その説明責任の開示対象を広く社会全般に拡大したうえで非財務情報の開示を強く勧告した点で今日からみて非常に重要かつ意義あるリポートといえる。

コーポレート・リポートによれば、貸借対照表・損益計算書・資金計算書の財務諸表に加えて以下の情報ないし計算書の公表を勧告している。

- (a) 付加価値計算書（statement of value added）
- (b) 雇用報告書（employment report）
- (c) 外貨建取引明細書（statement of transaction in foreign currency）
- (d) 将来予測説明書（statement of future prospects）
- (e) 会社目的説明書（statement of corporate objectives）

各報告書の内容については割愛するが、ここでは、「雇用報告書」および「会社目的説明書」に注目したい。

まず「雇用報告書」とは以下のとおりである。「雇用報告書とは、生計を企業に依存する労働力の規模と構成、従業員の労働貢献度および稼得利益を示す報告書である。この報告書では、従業員数、従業員の地域的配置、終身被雇用者の年齢配分、年間労働時間、労務費、年金、教育・訓練、組合、その他従業員に関する情報が開示される。」³⁾と記される。こうした人的資本あるいは従業員情報に関する開示は現在になってようやく制度化段階に入ったといえる（ESG経営で後述）。

もうひとつの「会社目的説明書」は以下のとおりである。「会社目的説明書とは、経営方針、注記、経営戦略を示す説明書である。これによって利用者は、経営者の業績、効率および目的を評価することができる。この説明書には、売上高、付加価値、利益性、投資および財務、配当、雇用、消費問題、環境問題、その他社会問題に関する一般的な方針・情報を盛り込むべきである」⁴⁾と記される。ここでも環境問題をはじめ開示項目に関して非常に広範な視点から捉えようとしていることが分かる。

企業も人間同様、社会構成員の一員であり、その活動・行動は社会的権利・義務を有する個人と変わらないこと、そして社会に及ぼす影響（負荷等）に責任を有し、したがって経営活動の実態を広く開示することは倫理的観点からも当然であるという考えから、企業に対してこうした報告書（「コーポレート・リポート」）が英国から公表されたことは、今から振り返るとまさに先進的であったといえる。

このように英国では、企業報告に対するアカウンタビリティの拡大化、すなわち財務・非財務情報概念の拡大を表明したのである。なお、財務情報の中核にあたる会計ルール、すなわち現在のIFRSは1973年に英国で設立されたIASB（現在のIASB）が公表するIAS（現在のIFRS）から始まった事を考えると、英国は、コーポレート・リポート（企業報告書）の概念フレームワークの構築と財務会計基準の国際的調和化という企業報告の基礎となる両輪の確立において世界に先駆けていたといえる。

3. 国際企業に対する開示要請の時代<1970年代；国連ミニマム・リスト>

1970年代は、海外に進出するMNEsに対して従来の財務情報のみならず非財務情報を含めた幅広い情報を開示すべきという国際社会からの要請が求められた時代でも

³⁾ 本報告書に関しては以下の文献を参照されたい。菊谷正人「補章1『会社報告書』pp.187-196.」『英国会計基準の研究』同文館、1988年

⁴⁾ 菊谷正人『<英国会計の概念フレームワークを中心として> 国際的会計概念フレームワークの構築』同文館、2002年、p.27.

あった。そこでの要請内容は正論ではあったものの、後述するように基準設定機関が複数存在したため本質的なビジョンや概念形成において国際的に共有・統一的レベルで確定できなかった。したがって具体的な項目や内容において潜在的な課題を顕在化させた点では評価できるが、強制力もない中でその実行性には問題が残った。

ここでは1970年代および80年代前半の外部報告会計にかかわる国連の動向をレビューしたい。国際会計基準が未だ浸透していなかった当時、国連ではIASCの会計的認識（会計基準の統一化）とは別次元で、企業の外部報告に関して国際的基準の設定の必要性を感じ取っていた。以下、その経緯とともに概観したい。

図表1. 1970年代の国連における多国籍企業に向けた報告書の経緯

1972年	多国籍企業委員会および同センターの設置 Commission on Transnational Corporations/Centre on Transnational Corporation
1973年	Department of Economic and Affairs, Multinational Corporations in World Development
1974年	Department of Economic and Affairs, The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations
1975年	Department of Economic and Affairs, Summary of the Hearings before the Group of Eminent Persons to Study the Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations
1977年	会計・報告の国際基準に関する専門部会報告 ⁵⁾ International Standards of Accounting and Reporting for Transnational Corporation, GEISAR : The Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting (1976年設置)

<1977年専門作業部会の内容>

序文

I. 一般問題

II. 一般目的報告 A. 財務報告（1. 企業全体 2. 個別企業） B. 非財務情報

III. 特殊目的報告 A. 特殊報告の主たる利用者 B. 特殊報告の主たる目的

C. 企業機密の問題

⁵⁾ UN本報告書に関しては以下を参照されたい。兼子春三「国際会計における国際連合の動向（1）（2）」『会計』（第120巻第1号および第2号）、黒田全紀「国連による会計報告基準の国際的統一化」（『産業経理』第38巻第8号）、隅田一豊「国連による会計・報告の国際的調和化活動」（吉田寛・隅田一豊『国際会計要説』税務経理協会、1984年）、拙著『国際会計関係論』第9章（白桃書房、1993年（第2版））

IV. 要約と結論

付録：一般目的報告に含まれるべき最小限の開示項目（ミニマム・リスト）

総説：一般用語の定義

第1部財務諸表

- i) 財務諸表の主要項目、ii) 会計方針の開示、iii) グループ会社と関連会社に関する情報、iv) 地理的セグメンテーション、v) 業種別セグメンテーション

第2部非財務情報

- i) 労働と雇用、ii) 生産、iii) 投資計画、iv) 組織構造、v) 環境対策

ここで注目すべきは、ミニマム・リスト（最低限の開示項目）のうちの最後の「第2部非財務情報」の個所である。国連ではMNEs（先進国サイド）の受入側である発展途上国（いわゆるホスト国サイド）からの情報要求を取上げている。1970年代の急速な経済の国際化の中で公表された上記ミニマム・リストは、MNEsの現場となる発展途上国の立場を重視した点で意義を有していた。しかし、OECD諸国との政治・経済・社会の多岐に関わる利害の相違が全世界的な基準作成にブレーキをかけた⁶⁾。続く1982年には会計・報告の国際基準に関する政府間専門家アドホック作業部会（International Standards of Accounting and Reporting, Report of the IWGEISAR : International Working of Experts on International Standards of Accounting and Reporting）では幅広い分野から構成されたメンバー⁷⁾により諸問題を継続審議している。1982年末に設置されたIWGEISARは1983年2月より会合をもち、3年ごとにセッションを開いて活動の見直しを行っていた。この他にも毎年、“International Accounting and Reporting Issues”が公表されている。とくに1990年レビューをみると、詳細な国際調査を初め、ジョイント・ベンチャー、年金契約、無形資産、環境報告など幅広い課題を取り上げている。また興味深いものとしてアフリカにおける会計の発展については、“Accountancy Development in Africa : Challenge of the 1990s”

6) その後の会計基準にかかわる国際的調和化の作業は、先進諸国を中心とするOECDによって進められ会計基準シリーズも公表されたが、今日では国際会計基準の策定作業はIASBを中心に進められている。

7) 1982年政府間専門家アドホック作業部会報告の構成メンバーは以下のとおり。
 <構成メンバー>アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、日本等を含む32カ国とオブザーバーとしてキューバ、旧ソヴィエト連邦諸国、OECD、国連産業開発機構（UNIDO）、EEC、国際商工会議所（ICC）、自由労連国際会議（ICFTU）、国際会計基準委員会（IASB）、国際会計士連盟（IFAC）などの幅広い代表から構成されている。
 <職業会計士団体との調和> i) 国際会計基準委員会<IASB : International Accounting Standards Board>、ii) 国際会計士連盟<IFAC : International Federation of Accountants>、iii) ASEAN会計士連盟<AFA : ASEAN Federation of Accountants>、iv) 全米会計士協会<AIC : Inter-American Accounting Association>、v) アジア太平洋会計士連盟<CAPA : Confederation of Asian and Pacific Accountants>、vi) 会計、経済、金融専門家ヨーロッパ連合<UEC : Union europeene des experts comptables economiques at financiers>

などが報告されている。

国連主導による会計基準の調和化は、経済政策（戦略）を巡る国家間調整といった意味合いを有していた。こうした国連による会計標準化に関して、L.A.Daley = G.G.Muellerは「幅広い立場からの勧告に関して実行力をもって世界に推進しうる能力をもつ唯一の機関が国連であるにもかかわらず、その作業は、依然として進行中であり、まだ先が見えていない。」⁸⁾と冷ややかに捉えていた。

4. 深刻化する地球環境問題と環境会計<1990年代；環境会計の時代>

ここで取り上げる環境問題とは、1970～80年代に世界中で頻発した特定の企業が吐き出す公害はもとより、地球上の自然界の終焉を速めてしまうようなもっと深刻な例えば森林破壊、海洋汚染、地球温暖化などをさす。森林保全・砂漠化対策や海洋汚染は何気ない我々の日常生活の在り方に疑問を投げかけた。特にこのまま何も手を打たなければ100年後には世界の平均気温が3～4℃上昇するといわれる地球温暖化は深刻である⁹⁾。1990年代以降、地球環境問題に対する世界の関心は大いに高まったが、環境負荷の割合からして個人以上に企業の取組みが何よりも不可欠であるとされ、企業経営における環境会計の重要性が叫ばれた時代でもあった。各国あるいは複数の国際的組織からも様々な報告書が公表され、「2000年代に入りそしていよいよ21世紀を迎えた今日では、環境会計は、先進国の企業では環境マネジメントにおける『共通の必須科目』とまでなった」¹⁰⁾といわれた。本稿では環境会計に関連する研究・報告書の紹介は割愛するが、地球環境問題に対し会計的観点を超えて社会・経済的観点から鳥瞰した代表的文献のひとつとしてRob H.Grayを取り上げる。

Rob H.Gray, *The Greening of Accountancy: The Profession After Pearce* (1990) は、英国の環境政策に画期的な影響を与えたピアース・レポート¹¹⁾ (D.Pearce Report, 1989) を受けての成果研究であるが、そこでは地球環境レベルでのマクロ観点からのアプローチの必要性と従来の会計システムからの脱却を求めるなど強烈ともいえる主張が展開されている。

R.H.Grayは現行の会計システムの限界について、「会計人は、実際にはエコノミス

8) L.A.Daley and G.G.Mueller, "Accounting in the Area of World Politics: Crosscurrents of International Standards-Setting Activities", in J.Sheth and A. Eshghi, eds., *Global Accounting Perspectives*, South-Western, 1989, p.28.

9) 温暖化に対しては、特に1997年「京都議定書」、2015年「パリ協定」などは政策目標を明示した点で評価された。

10) 宮崎修行『統合的環境会計論』創成社、2001年、p. 79.

11) D.Pearce, A.Markandya & E.B.Barbier, *Blueprint for a Green Economy*, Earthscan, 1989 英国ではこのPearceレポートをうけて1990年に環境保護法 (The Environmental Protection Act 1990) が交付された。

トの世界の中で作業を行っている。ただし、このことはほとんど明確にはされていない。通常はご挨拶程度である。会計人が価格や財産権を絶対的と考えて作業する世界（したがって会計人が作り上げる世界）のもつ根本的な制約はほとんど言明されたこともなく、かつてまだほとんど考慮されたこともなかった。そうした枠組みのなかでは、環境を考えるチャンスは全く見込めないのである。」¹²⁾と述べる。そしてこれを踏まえ、彼は以下の点を探求する。「(a)会計システムは経済学者ピアースのいう世界のうちにとどまるものではあるが、いま少し環境問題への移行に着手すること、(b)会計システムは特定の環境ビジョンを予定しており、これにしたがって伝統的経済学のもつ精神的枠組みを脱却する方向を指向すること」¹³⁾。

環境に対してあるべき外部会計・報告システムの可能性と題して本書「総括要旨」の「(第8章)環境保護会計Ⅱ」で以下のように記述している。

図表2. 環境に対してあるべき外部会計・報告システムの可能性¹⁴⁾ (一部抜粋)

* 事故の組織の報告が十分でないならば、外部社会監査の対象となることに注意する。

* 現在の国連のイニシアティブは、外部環境報告の基礎となる実践可能かつ現実的な方針を提供する。このイニシアティブは、それぞれの組織がそのアニュアル・レポートの中に下記の事項を盛り込むことを提案している。

 # 組織の環境方針

 # 環境関連支出の資産化

 # (a) 組織が現行規則に準拠することおよび(b) 用地浄化費用のような将来の潜在的な負債に関連する環境的偶発債務の明確な識別

 # 環境保護に関する当期支出の開示

 # 偶発債務として分類された環境関連支出を超える環境関連支出の予想額（任意の支出および現在・将来の規則を満たすために設定された支出の双方）の開示

 # 組織の活動・業績の開示

 # 報告が環境問題の程度を反映し、ピアース・レポートを完全に実施できるものとするならば、その際、資本の本質を再定義し、(a) 人口資産、自然資産および枯渇性資本資産、(b) 諸資産のカテゴリー間の移転および(c) 枯渇性資本資産とその他の自然資本資産の維持に関する資料を開示する必要がある。

¹²⁾ 松井泰則訳「(第2章) エコロジー、経済学および倫理学：現実の課題は何か」菊谷正人他訳『グリーン・アカウンティング』白桃書房、1996年、p. 32.

¹³⁾ 同上訳、p. 33.

¹⁴⁾ 菊谷正人訳「総括要旨」菊谷正人他訳『グリーン・アカウンティング』白桃書房、1996年、p. vi.

環境会計に対するアプローチ・手法は多岐にわたるが、R.H.Grayは環境というマクロ観点から従来の会計システム、会計専門家の思考を超えた別体系を提唱する。様々な環境問題が山積しているが、特に現代では地球温暖化に焦点が当てられており、GHG排出量およびその取引に基づく貨幣的評価・測定モデルを構築することによって財務諸表の本体に（貨幣計算の対象取引レベルで）取り込もうとしているのである。

5. サステナビリティ重視経営の時代<2000年代；国連GRI>

1980年代から90年代にかけて国際会計基準（IAS）はIASCを中心に設定・公表されてきたが、環境課題や経済格差から派生する諸課題をはじめ、企業との関係性からみた環境的、社会的（労働や人権を含む）側面での深刻な課題は相変わらず取り残されていた。しかし急速なITの発達とともに経済のグローバル化が一気に進展すると、MNEsのみならずあらゆる企業に多様性・協調性が求められるようになり、21世紀を前にして国連でも世界の企業に対して「責任ある企業市民」としての自覚を促すべく新たなビジネス・リポーティング・システムの構築へと動き始めた。国際会計の観点から着手すべきひとつはビジネス・リポーティング・システムの構築と、他のひとつは無形資産ないし知財（以下、IA）会計の確立である。前者には、社会・環境・経済に関連していわゆる環境報告書・CSR報告書あるいは統合報告書などで取り扱われるような重要な課題は当然含まれる。こうした経緯を踏まえ、本稿では、2002年のGRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン（以下、GRI）を取り上げる。

（1）経緯概要

国連では、企業を絡めたグローバル・リポーティング・システムの構築に積極的に乗り出すことによって経済・社会・環境にかかわる諸問題の解決の糸口を見出そうとしていた。その代表がGRI/SRGである。

図表3. 国連により公表されたサステナビリティに関連する一連の報告書の経緯

1997年	CERESがUNEPなどの協力でGRIが誕生
1999年3月	GRI/SRG草案公表
2000年	UNGCの発足
2000年6月	GRI/SRG初版発行
2001年12月	UNGC&GRIの協力発表 「GCの具体的表現としてGRIが展開される」 UNGC事務所ギオルク・ケル所長
2002年4月	GRIが国連本部での正式な恒久機関として発足
2002年8月	GRI/SRG2002

UN World Summit on Sustainable Development (WSSD):GRI's Sustainability Reporting Guidelines, 2002

2002年9月 GRI本部をボストンからアムステルダムへ移動

2003年1月 UNGCによる新たなCOP政策

2003年3月 UNGC&GRIの協力強化声明 (アムステルダム)

2006年4月 NYSEにてPRI発足式典が執り行われる

2006年6月 「知的財産の創造・認識・評価」(国連セミナー in NY)

R.Burgman, *Enhanced Business Reporting ; Seminar/Creation, Recognition and Valuation of Intellectual Assets*, New York, 13-14 July 2006

2006年9月 責任ある企業市民の主流化を図るアライアンス (提携)

UNG C & G R I からの行動要請 (call to action)

2006年10月 UNG C & G R I 戦略的アライアンス (提携) の結成 (アムステルダム)

GRIは、経済・環境・社会的パフォーマンスの3つの要素（これらはトリプル・ボトム・ラインと呼ばれる）から構成される。トリプル・ボトム・ラインは、幅広いレベル層に適用しうる入口としてあらゆる難題を解決するための不可欠な第一歩として支持される。

(2) GRI/SRG 2002¹⁵⁾

1) GRIの使命とは

GRIは、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスを報告するための枠組みである。その主な役割、GRIの使命は以下に示すとおりである。

「私たち全体の持続可能性に対するリスクや脅威の緊急性と重要性と選択権や機会の増加とが相まって、経済的、環境的および社会的影響についての透明性が、効果的なステークホルダーとの関係性、投資の決断およびその他の市場との関係において基本的な構成要素になっている。このような期待に応え、持続可能性に関する明確かつオープンな伝達を行うためには、グローバルに共有された概念の枠組み、一貫性のある言語および測定基準が必要である。規模、セクターあるいは地理的条件を問わず、あらゆる組織が利用できるサステナビリティ報告のための信頼できる確かな枠組みを提供することでこのニーズを満たすことが、グローバル・リポーティング・イニシアティブ (GRI) の使命である。」¹⁶⁾

¹⁵⁾ 本節の内容は以下の文献に基づいて解説を加えたものである。NPO法人 GRI 日本フォーラム訳『GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン (第3版和訳暫定版)』(Version 3) 2006年11月

¹⁶⁾ NPO法人GRI日本フォーラム訳『サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン』2006, p. 2.

2) 報告原則

GRI/SRGでは、情報の品質の確保および報告書のバウンダリーの設定に関する報告原則を提示している。以下、ここでは報告書内容確定のための原則ならびに品質確定のための報告原則を示す。

報告書の内容を確定するための原則として、重要性（マテリアリティ）、ステークホルダーの包含性（ステークホルダー・インクルーシブネス）、持続可能性の状況（サステナビリティ・コンテキスト）、網羅性（スコープ（テーマの範囲）、バウンダリー（事業体の範囲）、報告期間）などが挙げられている。

また品質確定のための報告原則として、バランス（プラス面とマイナス面の反映）、比較可能性、正確性、タイミングの適切さ、明瞭性、信頼性などが挙げられている。

3) GRI/SRGにおける会計の役割と連携

GRIは1997年にCERESとUNEPの交流から誕生した。サステナビリティという用語は、その本質的な意味を盛り込んで持続可能性と訳される。GRI/SRGは2000年に公表され、2002年のサステナブル開発に関する国連世界サミット(WSSD)の改訂版GRI/SRG(the Global Reporting Initiative(GRI)'s Sustainability Reporting Guidelines)は、同サミットの成果として特筆すべきものであった。その後、それが自発的な報告書にもかかわらず、45カ国に及ぶ約500の組織によってサステナビリティ業績報告の作成ためにGRI/SRGが活用されていたとみられる¹⁷⁾。その後、こうしたサステナビリティ・リポーティングに対し会計専門家団体による保証に関連する議論がヨーロッパを中心に進んでいった¹⁸⁾。

Christian Herzig = Stefan Schalteggerはその論文「企業のサステナビリティ・リポーティング」の「会計の役割と連携」の個所で次のように述べている。まず、サステナビリティ会計について「サステナビリティ会計とは、以下の事柄について記録・分析・報告するために必要な活動・方法・システムを取り扱う一連の会計手続きのことである。それらは、第一に経済的影響、そして第二に生産現場等、企業のエコロジカルかつ社会的影響を環境的かつ社会的な立場から考慮し、第三に社会

¹⁷⁾ Ralph Thurm, "Taking the GRI to Scale", in Stefan Schaltegger, Martin Bennett and Roger Burritt, eds., *Sustainability Accounting and Reporting*, Springer, 2006, p.325.

¹⁸⁾ AA1000保証基準はこれにあたる。これに関しては、國部克彦・梨岡英理子・川原千明「サステナビリティ報告書と保証—日本企業の実務動向とAA1000保証基準の可能性」『企業会計』（第58巻第5号、2006年、pp.157-156.）を参照されたい。また、特にわが国の環境報告書との関連からサステナビリティ報告書を検討・考察したものに、向山敦夫「『持続可能性報告』の展開と課題」『会計理論学会年報』（19号、2005年、pp.1-9.）がある。

と環境と経済との三者間の相互影響と連携に関する測定を含んでいる。」¹⁹⁾と定義する。そして、「企業の社会的・環境的課題、事業の成功、サステナビリティ報告間にかかわる連携的な測定を確立するひとつの方法としては、重要業績指標（KPI）を決定し、これら指標および報告に必要なデータを提供できる会計システムを指向することにある。」²⁰⁾と述べている。この達成のためにはこれまでのような伝統的な会計システムを抜本的に変革するようなサステナビリティ業績管理指向の戦略が求められるとしている。そしてサステナビリティ会計システムは、「戦略上、営業上、貨幣、非貨幣、量的、質的なミックス情報を提供することになる」²¹⁾とも述べている。

国連は、一方で「責任ある市民」としてのビジネス・レポートの構築を試みるが、他方、IA会計に対する開示の重要性も訴えている。IAに対してその重要性を高く認識した上で、たとえば発展途上国における企業価値の向上を可能にしたり、グローバル・レベルでのIAの保護やマクロ・レベルでのSNA（1993）の精度向上など、さまざまな角度からその意義を強調しながら現実的な改善を模索していた。2006年6月に国連本部において大きなセミナーが開催された。テーマは「IAの創造、認識、評価」である。本セミナーの背景には、知財をベースにした経済あるいはニュー・エコノミー到来に対する現状認識がある。本セミナー開催趣旨では、本テーマにかかわる会計的なバック・グラウンドとしてIASB36ならびにIASB38、FASB141/142、さらにはAICPAが着手しているR&DおよびIAに関するEBR（後述）などにまで言及しているのである。

6. 米国におけるビジネス・モデル論と企業価値<2000年代；EBR (Enhanced Business Reporting) >

90年代以降、マーケットではM&Aが増加するにつれ、いわゆる財務報告から得られる企業情報と本来ある企業価値との乖離が投資家から指摘され、企業価値評価に関する研究が盛んにおこなわれるようになった。この企業価値評価研究を通じて非財務情報が企業価値評価に大きな有意差を与えていることが指摘されるようになった。このことは非財務情報の開示に関してこれを社会からの要請と捉えるのではなく、経営者においてはむしろ企業の優位性を表明する好機だと捉えるようになったのである。

¹⁹⁾ Christian Herzig and Stefan Schaltegger, "Corporate Sustainability Reporting ; An Overview", in Stefan Schaltegger, Martin Bennett and Roger Burritt, eds., *Sustainability Accounting and Reporting*, Springer, 2006, p.318.

²⁰⁾ Ibid., p.319.

²¹⁾ Ibid., p.319.

(1) 21世紀はじめの米国を中心とするビジネス・レポートに関する報告書の経緯概要

先のサステナビリティ論と同時並行的に米国を中心に（IASBなどもかわりながら）EBRに象徴される新たな世界標準を目指したビジネス・リポーティング・モデルの構築が究明された。有名なビジネス・リポーティングのひとつに1994年に公表されたジェンキンス・レポートがある。本格的なグローバル・ビジネス・リポーティング時代の到来である²²⁾。

図表4. 米国におけるビジネス・レポート関連報告書の主な経緯

1994年	ジェンキンス・レポート ²³⁾ AICPA, Special Committee on Financial Reporting, <i>Improving Business Reporting ; A Customer Focus</i> , AICPA, 1994
2001年	FASBスペシャル・レポート「ニュー・エコノミーからの挑戦」 W.S.Upton, Jr., FASB Special Report, <i>Business and Financial Reporting, Challenges from the New Economy</i> , FASB, April 2001
2002年	サーバランス・オックスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002 ; SOX法)
2003年	レギュレーションS-K 303の追加 (SEC, MD&A) ²⁴⁾
2004年	EBR公表 (ERBC)
2006年4月	EBR360度 (ERBCによるIASB/DPへの質疑応答)
2006年11月	ERBフレームワークversion2.1公表 (ERBC)

²²⁾ 関連する議論は米国以外にもみられる。例えば英国における「報告モデル」報告書について古庄修氏は以下のように述べている。「財務諸表に付属する情報にも言及した報告モデルのみを列挙すれば、1988年にスコットランド勅許会計士協会（ICAS）が公表したいわゆる『マクモニーズ報告書』、1990年代にICAEWが公表した『株主価値報告書』や『リスク財務報告書』等の一連の報告書がある。特にICAEWは公表した『新たな企業報告モデル』は、それ自体革新的なモデルの提唱を含むものではないが、近年の報告モデルを総括し、これまで多くの提案が部分的にしか制度化されていないことを明確に指摘している」（古庄修『統合財務報告制度の形成』中央経済社、2021年、p. 21）

²³⁾ （参照）八田進二・橋本尚訳『ジェンキンス報告書 事業報告革命／アメリカ公認会計士協会』白桃書房、2002年。同翻訳書では本レポートに対して「統合報告書は・・・目的適合性を有する有用かつ効率的な企業情報の将来像（包括的事業報告モデル）の青写真を3部構成で、極めてダイナミックに描写している。」（同書p. 335-336）と記している。

²⁴⁾ これについては以下の文献も参照されたい。

- ・松尾隼正「MD & A情報充実の必要性」『JICPAジャーナル』第16巻4号、2004年
- ・松尾隼正「コーポレート・ガバナンスと会計ディスクロージャー」『企業会計』第54巻7号、2004年
- ・藤井建人「いわゆる非財務情報の開示に向けてのSECの動向—SEC, Regulation S-K, Item303, Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operation等を手掛かりにして」『研究年報 経済学（東北大学）』第67巻4号、2006年

(2) EBR²⁵⁾ とは

ジェンキンズ・リポートは、当時のGAAPに基づく外部財務情報に対してより広範なビジネス・リポーティング概念へと拡大させ、今日に通じる企業報告、ビジネス・リポーティングを指向した画期的な報告であった。EBRとの関係からみると、同リポートが公表された当時に想定されていたビジネス・リポーティングは、図5における「財務報告(FR)」とほぼ同じと考えられると日本会計研究学会特別委員会報告書は記している²⁶⁾が、本稿ではこの点に関して結論付けるものではない。

2005年EBRフレームワークは、企業の戦略および業績に関する透明性を高めるために多くの国において義務付けられている経営者による説明—MD&A(米国)やOFR(英国)など一形式に関する枠組みを提供しようとした。体系的な枠組みを構築する試みを通じて、有用な区分、すなわちバリュー・ドライバー、業績測定値および定性的情報のタクソノミーを提供することが可能となる。特にEBRによってXBRL用語体系をより有効に活用しうようになる。最終的にはEBR採用企業はより効果的な意思決定を行うための多様な情報を投資コミュニティその他の利害関係者に対して提供できることになるであろう。EBRCの追求するビジネス・リポーティングの将来創造への課題には、継続的なイマジネーション(創造)とイノベーション(変革)、そしてインプリューブメント(改良)が必要とされる。

図5. 財務報告とEBRの関係²⁷⁾

EBR				
財務報告(一般目的外部財務報告)(FR)				
GAAPによる外部財務報告情報		その他の外部財務報告情報		その他の情報
財務諸表		MCまたはBR(OFR)		
		MD&A	① 業績指標 (財務・非財務)	① 気候変動情報 (環境情報)
財務諸表本体	注記等の 関連情報	財務諸表の 説明・分析	② 企業戦略情報 将来予測情報	② 社会関連情報
			③ 知的財産情報 (ブランド価値等)	③ 内部管理情報 等
ファースト・ボーダー			セカンド・ボーダー	

²⁵⁾ EBRに関しては以下の文献を参照されたい。溝口周二「非財務情報の開示とEBRの役割」横浜経営研究第29巻第1/2号、2008年

²⁶⁾ この点については日本会計研究学会特別委員会最終報告書『財務報告の変革に関する研究』(2009年9月、p.30.)で論究されている。その注記でジェンキンズ・リポートの勧告との関連にも言及している。

²⁷⁾ 日本会計研究学会特別委員会最終報告書『財務報告の変革に関する研究』2009年9月、p.24.

しかしE B Rには多くの課題が存在する。これについて日本会計研究学会特別委員会最終報告書では以下のように述べている。「以上、E B Rは広範なK P I、記述的情報等を取り入れ、かつそれらの情報を整理、体系化してW e b経由で自発的に開示させることにより、従来の財務報告では把握できないバリュー・ドライバーに関する情報開示要求に対応すると同時に、記号の情報開示の過重負担問題にも対応しようとしている点において、原稿財務報告を改善するための1つのモデルとして一定の評価を与えるように思われる。しかし、そこにはE B Rフレームワークが取り入れるべき情報の範囲、E B Rフレームワークによる情報の整理、体系化の方法またはタクソノミーの形成、過重負担問題解決への有効性、自主開示を前提とすることなど様々な問題がある」²⁸⁾と指摘している。

7. 現代E S G経営への道

(1) 伝統的な財務会計報告の目的

会計ディスクロージャー機能は、大きく企業の財務情報提供機能と分配可能利益算定機能に大別される。前者の財務情報提供機能の目的とは、投資家にとっての意思決定のための有用な情報の提供にあるといわれる。

まずはこの点をS F A Sで確認したい。

S F A S 1号「営利企業の財務報告の基本目的」²⁹⁾中の「基本目的の環境状況」では、投資者ならびに経営者の立場について以下のように表現している。

(投資者)「投資者(出資者)は、一般に会社業務の運営に積極的に参加するよりも、配当および保有有価証券の市場価格の値上がりによる収入に多くの関心を持っているために、取締役および専門的経営者は、一般に、企業資源を管理し、企業の経営活動においてかかる資源をどのように配分すべきかについての意思決定を行う。」(para.12)

(経営者)「経営者は、出資者(投資者)に対して、直接または選任された取締役会を通じて、企業の売買市場および資金調達市場において競争上の優位性もしくは均衡性を獲得または維持すること、ならびに従業員、取引先、与信者、仕入先および政府の利害のようにしばしば競合するその他各種の利害を検討し、調整することをはじめとして、企業の営業活動を出資者(投資者)の利害に適合するように計画・統制し、その結果を彼らに報告する責任を負っている。」(para.12)

²⁸⁾ 日本会計研究学会特別委員会最終報告書『財務報告の変革に関する研究』2009年9月、p. 33.

²⁹⁾ FASB, Statement of Financial Accounting Concepts, No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises, November 1978 (参考)平松一夫・広瀬義州訳『F A S B財務会計の諸概念』中央経済社、1988年、pp. 5-43.

上記S F A Sの内容からわかるように、経営者の開示先相手は決して投資者に偏重したのではなく、投資者と競合する各種ステークホルダー間の利害調整をも検討すべきことが記されている。ただし、外部環境に関して今日の環境・社会関連情報などについて具体的に言及しているわけではない。

(2) E S G経営の到来

E S G投資は、2006年当時の第7代国連事務総長K.A.Annanが機関投資家に対してP R I（責任投資原則）を提唱したのを契機に一気に世界に拡大した。日本では2014年に金融庁が「日本版スチュワードシップ・コード」、2015年に金融庁と東京証券取引所が「コーポレート・ガバナンス・コード」を発表し、同年にG P I F（年金積立金管理運用独立行政法人）がP R Iに署名したことから本格始動した。E S Gの対象範囲は広範に及ぶが、各企業には独自の強みを生かしたサステナブルな行動が求められる。

そして今日、環境（E）領域においては地球温暖化を防止するための温暖化ガス（G H G排出量）に、社会（S）領域においては企業の人権・雇用対応に着目した人的資本³⁰⁾に、ガバナンス（G）領域においては独立社外取締役役員比率（その他、役員変動報酬の比率や外国人の株式保有率）などに強い関心が寄せられる。環境（E）では、鉄鋼、化学、海運、セメント業界などでの脱炭素社会への移行に向けたトランジション・ファイナンスや自動車や再生可能エネルギー業界などにおけるC O 2排出ゼロを目指すグリーン・ファイナンスに対応したE S G債³¹⁾発行に対する認知度も向上している。社会（S）では人権尊重と労働環境と働き方に注目が集まる。人権デュー・デリジェンス（D D）に関しては、自社はもとより直接の取引先のみならずサプライチェーン全体へとそのチェック範囲はグローバルに及ぶ。また同一労働同一賃金をはじめ従業員のジェンダー・ギャップ解消に向けた取組みの重要性は広く認知されており、海外ではI F R S財団でも人的資本に関する関連基準の策定が進んでいる³²⁾。従業員のスキルマトリックスや女性役員比率の開示なども増加している。翻って日本特有の課題

³⁰⁾ 国際標準化機構（I S O）『ISO30414: 人的資本に関する情報開示のガイドライン』2018年12月などを参照。

またISO30414については、村上慶「投資家が求める人的資本開示と人的資本開示規格ISO30414<後編>」（『経営財務』No. 3535, 2022年）に解説されているので参照されたい。さらに人的資本に関して理論的なアプローチ（認識・測定・開示）を究明した文献として島永和幸『人的資本の会計』（同文館出版、2021年）がある。

³¹⁾ E S G債については、J P X（日本取引所グループ）では2002年7月より「E S G債情報プラットフォーム」（<http://www.jpx-esg.jp/>）が公表されているので参照されたい。

³²⁾ 今後、I F R Sサステナビリティ基準を策定するために2021年11月3日にI F R S財団によってI S S B（国際サステナビリティ審議会）が設定されている。またI S S Bからの公開草案については、秋葉賢一「I S S Bによる公開草案（5）」（『経営財務』No. 3563, 2022年）に詳しい。

としては、いわゆる欧米でのジョブ型雇用形態とは違うメンバーシップ型雇用形態をとるのであれば、その場合の開示方針、すなわち例えば欧米との違いがあればそれを納得・説明できるような雇用に対する独自の経済・労働・経営ビジョンの確立と表明が必要である。また技能実習生への対応などはまさに喫緊の重要課題といえる。

ここで留意すべき点は、懐疑心と現実直視である。企業におけるESG取組みが、「見せかけの環境対応（グリーンウォッシュ）」ではないかとの疑いの目をもつことは大事である。SDGsやESGといえは聞こえは良いが、依然として知見不足はいなめない。ここにこそ投資家が企業に対して非財務情報に関して第三者保証を要求する理由がある。また、米国の石炭産業界の例を引き合いに出すまでもなく、化石燃料関連産業従事者の生活もかかっており、反ESGの動きも現実味を帯びている。対立解消への道は一筋縄ではいかない。

重要な点は、企業が独自のサステナビリティ戦略（「わが社の理念を前提にその実現のためには何ができるか（選択）、何をすべきか（集中）」）プロセスの中に、有用となる経営環境項目を有機的に組込む可能性を探り、将来の企業価値向上のための経営を実現していくうえで経営の原点に立ち返る勇気が求められているのである。何のための誰のための経営か。それを突き詰めていけば、誰が誰に、そしてどのような情報をどのように開示するのかの答え（方向性）は見えてくる。今後、統合報告書の果たす役目は極めて大きいといえる。

8. むすび

本稿では、1970～2020年のおよそ半世紀にわたる非財務情報の開示を巡る国際的動向を考察するにあたり、コーポレート・リポート（英国）を皮切りに、ミニマム・リスト（国連）、環境会計、GRI（国連）、EBR（米国）、ESGに着目した。

半世紀前に英国において企業報告の在り方が議論されたが、当時の1970年代ではMNEsに対して環境負荷や従業員保護の観点からホスト国サイドからの要求事項として議論された。当然のことながら当時の企業サイド側では消極的であった。その後、地球環境問題が深刻化する中、環境負荷あるいは環境保護に係る研究が学際的に展開され、21世紀を前後して特に環境会計ならびにサステナビリティに係る企業行動の在り方を巡る議論が活発となった。他方、物づくりの時代からいわゆるニュー・エコノミー時代に入ると、米国を中心に企業価値測定に関して新たなビジネス・モデル論として企業報告の在り方が活発に議論されるようになった。例えば知的資産などバリュー・ドライバー（企業価値決定要因）である無形資産をいかに見える化できるかなどはそのひとつである。その中であって先の環境問題への対応や人権尊重、従業員対応などは決してプライオリティが低いものではなく、むしろ企業価値の向上に密接

に関連するという点が強調された。そうした知見を得て現代経営者および投資家の関心はE S G経営重視へとシフトしたのである。

こうしてみると、これまで非財務情報と呼ばれていたものは、本来究明されるべき企業価値評価という観点からみると、財務情報と同等以上の重要性を有すると考えられ、もはや非財務という例外的・その他のな呼称ではなく、今後はサステナブル情報という積極的表現が用いられるべきであろう。サステナ情報開示時代の幕開けである。

冒頭で述べたように、非財務情報の開示に関する史的考察・議論は、そこで着目するテーマの相違によって論者のストーリーは異なる³³⁾。しかし、多角的な議論の積み上げによりはじめて企業財務情報開示の在り方を将来に向けて展望することが可能となるのであり、経緯を巡るこうした研究意義は大きいと考える。

最後に、非財務情報開示の変遷を国際的視野から鳥瞰するにあたり、以下の考察がさらに必要であることを付記しておきたい。第一に、(本稿では英米を中心に挙げたが) 英米以外のいわゆる仏独をはじめとする大陸諸国で展開された社会関連会計(企業と社会との関連を重視する会計思考)との関係性を検討する必要がある。第二に、非財務情報の対象を各テーマ別にその変遷を正しく捉える必要がある。第三に、国別および国際機関別の政策経緯と理論的業績を整理する必要がある。第四に、非財務情報の対象の明確化と第三者保証の関連性など課題は残る。今後の研究課題としたい。

<参考文献・データ>

1. 秋葉賢一「I S S Bによる公開草案(5)」『経営財務』No. 3563、2022年
2. 大西淳也・梅田宙「統合報告についての論点の整理(PRI Discussion Paper Series<No18A-11>)」財務省財務総合政策研究所、2018年10月
3. 勝山進「統合報告の現状と課題」『商学集志』第84巻3/4号、2015年
4. 環境監査研究会訳『経済的・環境的・社会的パフォーマンスを報告する持続可能性報告のガイドライン』2000年6月
5. 企業活動研究所「企業における非財務情報の開示の在り方に関する調査研究報告書(概要版)」2012年3月
6. 菊谷正人『<英国会計の概念フレームワークを中心として> 国際的会計概念フレームワークの構築』同文館、2002年
7. 経済産業省知的財産政策室「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査報告書」2007年

³³⁾ 全体の流れを整理するうえで以下の文献を参照されたい。大西淳也・梅田宙「統合報告についての論点の整理(PRI Discussion Paper Series<No18A-11>)」財務省財務総合政策研究所、2018年10月

8. 古賀智敏『知的資産の会計』（改訂増補版）千倉書房、2012年
9. 國部克彦・梨岡英理子・川原千明「サステナビリティ報告書と保証—日本企業の実務動向とAA1000保証基準の可能性」『企業会計』第58号第5巻、2006年
10. NPO法人 GRI日本フォーラム訳『GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン（第3版和訳暫定版）』（Version 3）2006年11月
11. 国連標準化機構（ISO）『ISO30414:人的資本に関する情報開示のガイドライン』2018年12月
12. 島永和幸『人的資本の会計』同文館出版、2021年
13. 日本会計研究学会特別委員会最終報告書『財務報告の変革に関する研究』2009年9月
14. 日本公認会計協会「経営研究調査会研究報告第29号」2006年
15. 日本取引所グループ（JPX）「ESG債情報プラットフォーム」（<http://www.jpj-esg.jp/>）2002年7月公開
16. 八田進二・橋本尚訳『事業報告革命 アメリカ公認会計士協会／ジェンキンス報告書』白桃書房、2002年
17. 平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念』中央経済社、1988年
18. 広瀬義州「ビジネス・モデルと会計」早稲田商学434号、2013年
19. 藤井建人「いわゆる非財務情報の開示に向けてのSECの動向—SEC, Regulation S-K, Item303, *Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operation* 等を手掛かりにして」『研究年報 経済学（東北大学）』第67巻4号、2006年
20. 古庄修『統合財務報告書制度の形成』中央経済社、2012年
21. 松井泰則著『国際会計関係論』白桃書房、1993年（第2版）
22. 松井泰則訳「（第2章）エコロジー、経済学および倫理学：現実の課題は何か」菊谷正人他訳『グリーン・アカウンティング』白桃書房、1996年
23. 松井泰則著「ビジネス・モデルの変化と会計パラダイム」『会計』第185巻4号、2014年
24. 松尾聿正「MD&A情報充実の必要性」『JICPAジャーナル』第16巻4号、2004年
25. 松尾聿正「コーポレート・ガバナンスと会計ディスクロージャー」『企業会計』第54巻7号、2004年
26. 溝口周二「非財務情報の開示とEBRの役割」横浜経営研究第29巻第1／2号、2008年
27. 宮崎修行『統合的環境会計論』創成社、2001年

28. 向山敦夫『「持続可能性報告」の展開と課題』『会計理論学会年報』第19号、2005年
29. 村上慶「投資家が求める人的資本開示と人的資本開示規格ISO30414<後編>」『経営財務』No. 3535、2022年
30. 吉田寛・隅田一豊『国際会計要説』税務経理協会、1984年
31. AICPA, *Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting : Improving Business Reporting-A Customer Focus*, 1994 (八田進二・橋本尚共訳 (2002) 『アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書 事業報告革命』白桃書房)
32. AICPA, *Enhanced Business Reporting*, 2004
33. ASSC, *The Corporate Report*, 1975
34. Christian Herzig and Stefan Schaltegger, “Corporate Sustainability Reporting ; An Overview”, in Stefan Schaltegger, Martin Bennett and Roger Burritt, eds., *Sustainability Accounting and Reporting*, Springer, 2006
35. L.A.Daley and G.G.Mueller, “Accounting in the Area of World Politics: Crosscurrents of International Standards-Setting Activities”, in J.Sheth and A.Eshghi,eds., *Global Accounting Perspectives*, South-Western, 1989
36. Rob H.Gray, *The Greening of Accountancy : The Profession After Pearce*, Certified Research Report 17 (The chartered Association of Certified Accountants)1990
37. (NPO法人) GRI日本フォーラム訳『サステナビリティ・レポートニング・ガイドライン』2006年
38. GRI, *Sustainability Reporting Guidelines on Economic, Environmental, and Social Performance*, June, 2000
39. GRI, *Sustainability Reporting Guidelines*, 2002
40. *International Standards of Accounting and Reporting for Transnational Corporation, GEISAR : The Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting*, 1977
41. *International Standards of Accounting and Reporting, Report of the IWGEISAR : International Working of Experts on International Standards of Accounting and Reporting*, 1982
42. Ralph Thurm, “Taking the GRI to Scale”, in Stefan Schaltegger, Martin Bennett and Roger Burritt, eds., *Sustainability Accounting and Reporting*, Springer, 2006

< 補 足 : 略 字 (キ ー ワ ー ド) >

< 国 連 >

CERES : Coalition for Environmentally Responsible Economics

COP : Communication on Progress 発展的コミュニケーション

(UN)GC : United Nations Global Compact グローバル・コンパクト

2000年に発足した世界最大の企業市民イニシアティブ

G 8 宣言 : ①企業統治、②企業の社会責任、③腐敗と透明性

ESG : Environment Social Governance 環境・社会・ガバナンス

GRI : Global Reporting Initiative グローバル・リポーティング・イニシアティブ

1997年ボストンで設立、その後アムステルダムに本拠地を移している。国連から公認を受けた国際的非営利団体。

PRI : Principles for Responsible Investment 責任投資原則

株式投資にESGの観点を取入れた6つの責任投資原則でUNEP/FIとUNGCにより策定。

RCC : Responsible Corporate Citizenship 責任ある企業市民

SNA1993 : 1993年System of National Accounts 国民勘定体系、国民経済計算体系

SDGs : Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標

2015年9月25日国連サミットで採択。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成される。(2016年~2030年までに実現)。「地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind)」

UNEP : United Nations Environmental Plan 国連環境計画 1972年総会で設立

UNEP/FI : Financial Initiative 金融イニシアティブ

UNEP/IETC : International Environmental Technical Center 国際環境技術センター

UNSD : United Nations Statistical Division 国連統計局

WIPO : World Intellectual Property Organization 世界知財機構

WSSD2002 : 2002 UN World Summit on Sustainable Development 2002年世界サミット

< E U >

CSRD : Corporate Sustainability Reporting Directive 企業サステナビリティ報告指令

EFRAG : European Financial Reporting Advisory Group 欧州財務報告諮問グループ

ESRE : European Sustainability Reporting Standards 欧州サステナビリティ

報告基準

<英国>

AA1000保証基準：2003年にAccountability（英国民間団体）が発表したサステナビリティ報告書のための保証基準

ASB：Accounting Standards Board 会計基準審議会

ASC：Accounting Standards Committee 会計基準委員会

ASSC：Accounting Standards Steering Committee 会計基準運営委員会

FRC：Financial Reporting Council 財務報告評議会

IASB：International Accounting Standards Board 国際会計基準審議会（IFRSの設定機関で本拠地はロンドン）

ICAEW：Institute of Chartered Accountants in England and Wales イングランド・ウェールズ勅許会計士協会

IIRC：International Integrated Reporting Council 国際統合報告評議会
財務・非財務の両情報を含めた「統合報告（Integrated reporting）」の開発・普及を目的に2010年7月に英国で設立された組織。

OFR：Operating and Financial Review 営業・財務概況

<米国>

(AICPA)

EBR：Enhanced Business Reporting エンハンスド・ビジネス・レポーティング

EBRC：EBR Consortium EBRコンソーシアム

メンバーは、AICPA, PricewaterhouseCoopers, Grant Thornton, Microsoft

SCEBR：Special Committee on EBR EBR特別委員会

(FASB)

SFAS：Statement of Financial Accounting Standards 財務会計基準書

(SEC)

MD&A：Management's Discussion & Analysis 経営者の見解（討議）と分析
SEC Regulation S-K, Item 303, Management's Discussion & Analysis of Financial Condition and Results of Operations ちなみに、MD&A情報の5項目は、流動性、資金源泉、経営成績、オフバランス項目、契約義務があげられる。

(アクチュアリー協会)

TRS：Total Return to Stockholder 株主還元価値総額*

*いわゆる株式配当金と株式（企業）価値変動分の総額をさす。

Source ; Accenture Institute for High Performance Business, New Concepts

in Value-Based Management : TRS Mapping and Total Economic Profit,
Research Note, May 10, 2004

<IASB>

IFRS : International Financial Reporting Standards 国際財務報告基準

ISSB : International Sustainability Standard Board 国際サステナビリティ基
準審議会

MC : Management Commentary 経営者による説明 Management Commentary;
A Paper Prepared for the IASB by Staff of its Partner Standard-Setters
and Others Comments to be Submitted by 28 April 2006

SASB : Sustainability Accounting Standard Board サステナビリティ会計基準
審議会。2021年6月 I I R C と S A S B が統合し V R F (価値報告財団)
が設立される。

<その他>

CSR : Corporate Social Responsibilities 企業の社会的責任

GAAP : Generally Accepted Accounting Principles 一般に受入れられた会計原
則、または一般に公正妥当と認められた会計原則。一般にUS-GAAP,
UK-GAAP, J-GAAPなど国名を付して用いられる。

GHG : Green House Gas 温室効果ガス

IA : Intellectual Assets 知的財産 (知財)

IP : Intellectual Properties 知的財産 (知財)

KPI : Key Performance Indicate 主要業績指標

R&D : Research & Development 研究・開発

SNA : System of National Accounts 国民経済計算

Sustainability : 持続可能性

Taxonomies : タクソノミー、タグ付けをして分類すること。

TNFD : Task force on Nature-related Financial Disclosure 自然関連財務情報開示
タスクフォース「TNFDフレームワーク (v0.1)」(2022年3月22日) 公表

XBRL : eXtensible Business Reporting Language

各種財務報告情報を作成・流通・利用できるように標準化されたXMLベー
スの言語。東京証券取引所は2006年(4/25)、決算短信等へのXBRL導入
の基本方針を公表。

(まつい やすのり・大原大学院大学 会計研究科教授)